

広報

かわち

人口と世帯数

人口… 12,401人

男… 5,839人

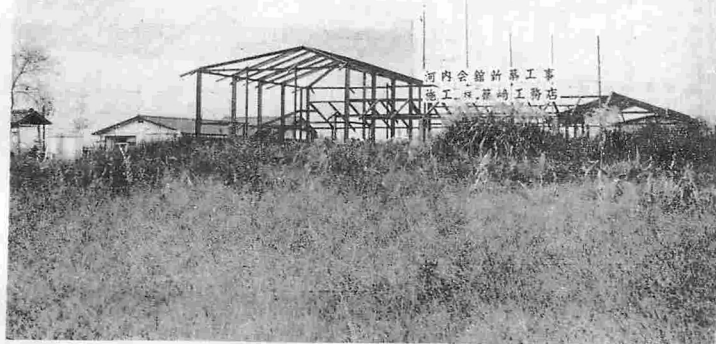
女… 6,562人

世帯… 2,466戸

(10月1日現在)

発行所 河内村役場 編集 総務課広報係 TEL (河内)3番・44番
発行日 昭和44年10月15日 印刷所 電ヶ崎印刷所

愈々着工 中央公民館



1969

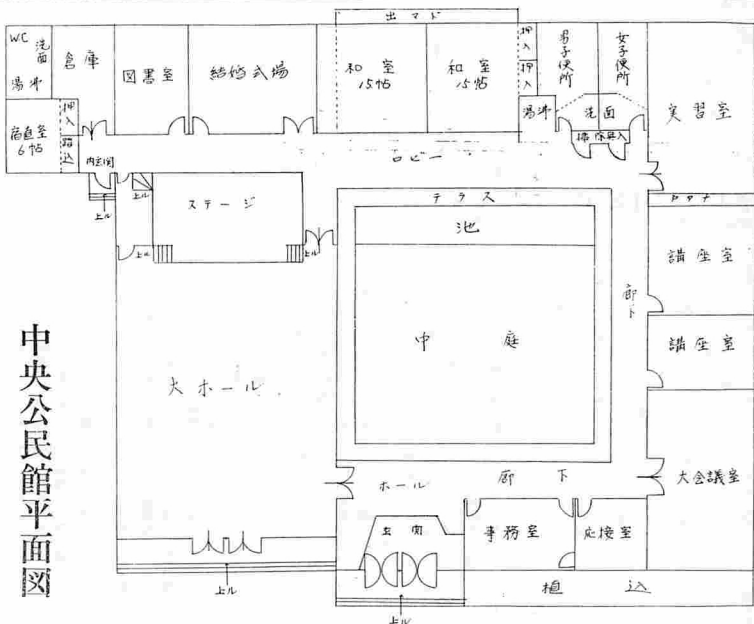
10月号

No. 74

本年度の村の計画として「社会教育の一層の充実」があげられておりますが、その一つとして、中央公民館が旧長竿中跡に建設する運びとなり、このほど工事に着手しました。

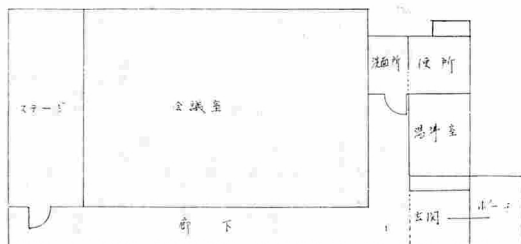
- ・工事請負業者は、本村の篠崎工務店で総工費二千百十万円かゝります。
- ・構造は、鉄骨造平家建、床面積687.69㎡規模は図面のとおりです

(次頁)



中央公民館平面図

第1分館平面図



生板地区に公民館

昨年の第二分館（老人センター）に続いて、第一分館が出来ます。
 場所は、生板幸谷部落で、すでに工事がすすめられております。
 この公民館が完成すれば、青年会、婦人会の研修、結婚式はもちろん、選挙の投票所などにも使用されます。
 工事の内容は、面積六六七、六九坪、工事を請負ったのは高橋組（高橋武治）で十一月三十日に完成する予定です。

プール（完成）と屋体（建設中）

金中に誕生

昨年完成した河内中学校プールの続いて、今年四月から

工事が進められていた、金江津中学校プールが写真のように立派に完成し、今年の夏から使用されております。

このプールの完成によって生徒たちの体位向上はもちろん、正しい水泳指導が出来る

ことから水難事故がなくな

るものと思われま

工事の内容は、水面積四百平方米、長さ二十五米、巾十六米のプールに、附属施設として管理室、更衣室、便所、機械室があり、総

工費八百十万円が、つており

財源は、国庫補助金九十六万円、起債五百万円、一般財

源二百十四万円となっております。また、屋内運動場も細谷建設の手によって工事が進められております。

この屋内運動場は、木村出身の大野設計事務所（大野鴨雄）の設計で、鉄骨造平家建

工費千六百四十七万円（内国庫補助金六百四十一万円、起債四百五十万円、一般財源五百五十八万円）の立派な

もので、十二月三十日まで完成する予定です。

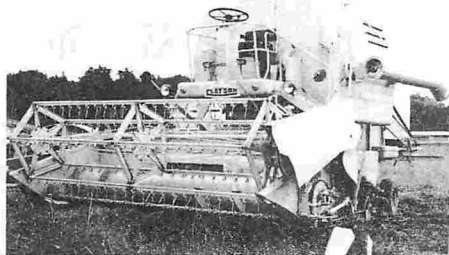


下金江津にライスセクター誕生

農業構造改善事業の一環として、下金江津にライスセクターが誕生し、今年の秋に大活躍しました。

事業主体は金江津農協で、農作業の一貫体制を確立することを目的としております。

ライスセクターとは、コンバインで刈り取ったものを一気に乾燥し、もみすり、調整、そして玄米を袋づめにするという画期的な機械です。下金江津にある機械は、六十七馬力のコンバインが一台（刈巾三、三米）で、乾燥機が八基（二十三石タンク）備え、もみすり機は二時間あたり約四十俵の処理能力があります。事業費は二十四百六十八万三千円でその内五十％国庫補助、四十％近代化資金、十％が自己資金となっております。



予算のお知らせ(一般会計)

当初二億五千九百四十一万一千円

本年度も財政の健全化を目標に、文教施設の充実、村民各位に対する福祉の増進ならびにサービス向上と役場機能の高度化をはかるため継続分など、積極的な予算の編成と執行をいたします。

《 入 》

(才入のおもなものは)

村税は、前年に続いて経済伸長が著しく、前年度決算見込を基礎として約十六%増で五千三百一十一万五千円を計上し、現在滞納整理に努め、納税率の向上をはかつております。

自動車取得税は、前年度実績を勘案し、三百万円が計上されております。

地方交付税は、経済の伸びを見込み、十四・六%増の一億一千五十三万三千円となります。

国庫支出金は、千七百九十五万一千円が計上され、うちおもなものは、保育所措置費百六十万円、消防施設費六十万円、屋体建設費六百九十九

六千円、プール設置費百二十万円、中央公民館建設費三百万円などがあります。

県支出金は、四百三十四万一千円が計上され、うちおもなものは、社会福祉費六万四千円、農業構造改善対策費五十八万三千円、保健衛生費二十八万六千円などがあります。

財産収入は、長岸上沼の売却千四百六十万円など、千四百六十三万七千円となります。村債は、四千七百六十六万円で、その内訳は、庁舎建設債二千五百万円、屋体建築債四百五十万円、プール建築債五百五十万円、中央公民館建築債千二百五十万円となります。

その他の才入としては、

交通安全対策特別交付金十五万六千円、分担金及び負担金二百万円、使用料及び手数料百七十六万七千円、繰越金百五十万円、諸収入二百八十一万円などがあります。

才入総合計では、二億五千九百四十一万一千円となります。

《 出 》

(才出のおもなものは)

議会費は、村民会の運営費として七百二十四万六千円が計上されています。

総務費は、八千七百四十九万四千円が計上されており、内容は、一般経常的経費のほか、前年より継続事業の庁舎建設費四千五十万円、庁舎備品購入費二百五十万円、合併記念式費四十万円、交通安全対策費三十四万九千円、有線放送事業への繰入金八十七万二千円、世界農林業調査費四十四万四千円などがあります。

民生費は、千七百六十四万一千円が計上されています。

おもなものは、社会福祉費九百九十二万二千円、児童福祉費七百六十四万四千円などがあります。

衛生費は、八百九十三万六千円が計上されています。

おもなものは、国民健康保険特別会計への繰入金二百七十三万四千円、予防費二百二十五万二千円、竜ヶ崎地方衛

生組合負担金五十万円などがあります。

農林水産業費は、千九百三十三万六千円が計上されています。

おもなものは、農業の近代化促進のための農業振興補助費百七十一万一千円、農業構造改善対策費百二十三万一千円、内野パイロット全体計、画委託費百七十五万円、農業の機械化促進のための農道建設設計委託費二十万円、下加納農道建設費負担金二百五十一万八千円、上沼整地費二十万円、農道舗装建設負担金百五十万円、土地改良区合併促進補助五万円などがあります。

商工費は、商工業者の振興発達をはかるため、商工会補助三十五万円、煙草小売組合補助七万円など、四十二万二千円が計上されています。

土木費は、千二百七十三万五千円が計上されています。

おもなものは、村内農道の整備改良のため、土木事業負担金四百万円、常設船舶の永久橋架換促進のため常設橋下

総、江戸崎線促進同盟会負担金五万円、村道橋りよう改良整備のため道路橋りよう費三百四十五万一千円などがあります。

消防費は、千二十六万六千

円が計上されています。おもなものは、村内人口の異動により団員数の確保がますます困難性を加えておりますので、消防器材の近代化をはかるために器材修繕費六十五万円、器具庫工事費五十五万五千円、貯水清浄火栓工事費百五十一万円、消防自動車購入費二百万円(すでに第六分団に購入されています)、消防団品費七十一万円などがあります。

教育費は、心身ともに健全で民主的な人間育成を図ることに社会の大きな責任であり児童、生徒の体力増強、水泳の防止、交通事故の防止、社会教育の充実と、本年も積極的な推進を図るため、八千九十六万二千円が計上されています。

おもなものは、小学校児童交通安全推進備品購入費十八万円、金中プールの工事費八十万円(すでに青年研修所横に完成)、金中屋体建築工事費千三百六十万円(すでに建築中)、中央公民館建築工事費二千円(旧長竿中跡に建築中)、などがあります。

公債費は、元金、利子で千三百六十七万三千円となります。

予備費は、七十万円が計上されています。

特別会計

・国	保	85,506	千円
・直	診	29,813	千円
・水	道	18,309	千円
・有	線	3,531	千円
・橋	船橋	3,935	千円

国民健康保険

収入の主は、税と国庫支出金で、保険税三千三百六十六万八千円と、国庫支出金四千五百八十七万七千円に、一般会計からの繰入金二百七十三万四千円などがあります。支出では、総務費五百十六万七千円、保険給付費（被保険者が医者にかかった場合の村の負担分）七千七百三十九万八千円、保健施設費九十四万一千円、予備費二百万円などがあり、才入才出予算の総額は八千五百五十万六千円となっておりです。

直営診療所

収入は、診療収入が九十五万二千八百四十三万八千円となり、その他に往診車料、

入院患者の電気代など諸収入として百三十四万九千円があります。

支出では、総務費千六百七十九万三千円、医薬費（医療用備品の購入および修理代、薬品代、精密検査委託料）八百九十二万円、繰上費用金四百九十二万円、才入才出予算の総額は二千九百八十一万三千円となります。

簡易水道

簡易水道の収入は、給水収益（水道料金）千四百六十八万八千円、受託工事収益二十八万二千円、その他の収益（メータ使用料、新設工事）百三十万四千円などがあります。

支出では、業務費（一般経常的経費）八百八十六万八千円、受託工事費（工事のための材料代）百五十万五千円、減価却費四百九十五万五千円となり、収益の収入および支出は、総額で千八百三十九万九千円となります。

有線放送

収入は、事業収入（電話料金）二百二十八万円で、雑入（修理移動の代金）として三十七万九千円、一般会計からの繰入金八十七万二千円があります。

支出では、総務費二百七十八万円、公債費（元金六十二万一千円、利子十二万二千円）七十四万一千円など、総額三百五十三万一千円となり、昨年度の約三分の一の予算となります。

常総船橋

収入は、県支出金三百九十三万五千円だけで事業が行なわれていきます。

支出の内容は、総務費百七十六万八千円、維持費（船舶の修理代三十五万円、船舶撤去架設費九十五万円など）二百一十一万五千円、予備費五万二千円があります。

こんなによくなる 国民年金（拠出年金）

10年年金支給開始せまる

明治39年4月2日から明治44年4月1日までの間に生まれた人で昭和36年年金当時本人の希望により加入した人は、昭和46年3月まで、10年間の保険料(25,800円)を納めると65才から、年額60,000円の年金が受けられます。(夫婦で1ヶ月10,000円)

高齢者のための5年年金

未加入の人にもう一度加入のチャンスがあります。10年年金に加入しなかった人で、他の公的年金制度から、老令年金(退職年金)を受けない人は5年間保険料(月750円)を納めると年金(年30,000円)が受けられます。

所得比例制で夫婦2万円年金実現

国民年金はいままで定額の保険料を納め、定額の年金を受けるしくみでしたが保険料が多少高くても高い年金を受けたいという要望にこたえ、その人の所得に応じた所得比例制をとり夫婦で20,000円(月額)年金が実現されます。(くわしくは役場住民課におたずね下さい)

(ねたきり)

老人ホームへ 慰問

協り愛の プレゼント

河内村社会福祉協議会は、社会を明るくする運動の一環として、老人クラブ、みのり会の協力により、ねたきり老人用おむつ三千二百四十三枚と衣類百七十五点を集め、去る七月二十二日新利根村幸田にある特別養護ホーム水郷荘を慰問し、寄贈しました。

○下金江津寿会(会長鈴木理一)、一、七〇〇円

○羽子崎青年会(代表飯塚凡夫)、三、〇〇〇円

○宮淵子供会(代表杉田健一郎)、一、〇〇〇円

皆さんありがとう。

次の方々は、社会福祉協議会へ献金されました。

○丸砂寿会(会長高山義雄)、一、二〇七円

○猿島寿会(会長木村秀夫)、一、四四〇円

協り愛の
プレゼント

協り愛の
プレゼント

協り愛の
プレゼント

協り愛の
プレゼント

協り愛の
プレゼント

協り愛の
プレゼント

協り愛の
プレゼント

議 会

- ・第2回臨時議会(6, 11)
- ・第3回臨時議会(7, 5)
- ・第4回臨時議会(7, 23)
- ・第2回定例議会(9, 10, 11)

第2回臨時議会

△議案第1号▽

専決処分承認を求めるとについて

これは、昭和四十三年年度一般会計の補正で、農業構造改善事業補助金として二十万円が専決処分されました。

また、直営診療所会計でも前年度繰上充用金として八十万円が専決処分され、議会で承認されております。

△議案第5号▽

昭和四十四年度河内村一般会計補正予算

才入では、普通交付税が年度当初より増が込まれ、四百二十三万七千円追加されており、その他は、繰越金千百万円、また、村債は百五十万円の減となっており、す。

才出では、金江津支所工事費三百万円、新庁舎電気工事

河内村の村議会は3月の定例会後、すでに3回の臨時議会と1回の定例会が開かれ、条例の改正や、一般会計の補正予算など審議されており、おまものをお知らせします。

△議案第2号▽

河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
保険料の税率がつぎのように改正されました。

百分の一、五八を改正	百分の二、八八を改正	百分の三、九四を改正	百分の四、一〇〇を改正	百分の五、一〇〇を改正
所得割百分の一、五九に改正	所得割百分の二、八八に改正	所得割百分の三、九四に改正	所得割百分の四、一〇〇に改正	所得割百分の五、一〇〇に改正
均等割百分の一、五八を改正	均等割百分の二、八八を改正	均等割百分の三、九四を改正	均等割百分の四、一〇〇を改正	均等割百分の五、一〇〇を改正
均等割百分の一、五八を改正	均等割百分の二、八八を改正	均等割百分の三、九四を改正	均等割百分の四、一〇〇を改正	均等割百分の五、一〇〇を改正

この条例は、昭和四十四年度の保険税から適用され、す。

△議案第3号▽

金江津中学校屋内体育館建築工事請負契約について

七月四日に行なわれた、金江津中学校屋内体育館建築工事指名競争入札において、細谷建設(金江津)が落札、その請負契約を結ぶため、議会の議決を求められたものです。

△議案第4号▽
河内村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職で公民館長と分館長の報酬が次のように改正されました。

○公民館長 三、五〇〇円を三、七〇〇円に改正
○公民館分館長三、〇〇〇円を三、二〇〇円に改正
河内村選挙管理委員が変更された、最後に選挙管理委員の選挙が行なわれ、次のよう人が当選されました。

接井 昇(金江津)
大野 信(長井)
荒井利穂(原井田)
秋山一(生板)

△議案第1号▽
河内村中央公民館建築工事請負について

七月二十二日に指定競争入札が行なわれた、河内村中央公民館建築工事(霞崎工務店落札)の請負契約をするため

第2回定例会

△議案第1号▽

昭和四十四年度河内村一般会計補正予算

今度の補正で、二千三百九十三万六千円が追加され、一般会計の総予算は二億九千六百三十四万四千円となります。才入のおまものは、八月に普通交付税が決定になり、これによって二千二百九十五万八千円が増となり、す。

その他では、国庫支出金三十三万三千円、県支出金五十三万四千円などがあります。才出では、竣工式および合併記念経費百二十九万円、新庁舎車庫、造園工事、その他六百七十五万円、村道改良費不足分四百七十七円、生板公民館用品その他二万円、金江津公民館用品その他二万円、金江津公民館工事(追加分)百二十万円および備品代百八十万円などがあります。

△議案第2号▽

昭和四十四年度河内村国民健康保険特別会計補正予算

才入では、国庫支出金四十五万五千円、繰越金六十五万五千円となります。

支出では、備品代(電子式卓上計算機その他)三十二万二千円、療養給付費の追加分十五万八千円、助産費引き上げにより不足分の四十万円などがあります。

△議案第4号▽

公有財産の取得について
次の国有地を村有財産として、払い下げることにしました。

○所在地番

大字生板字千箱二五〇三の一(生板郵便局うら)

○池沼

池沼 現況六反四畝二九歩
台帳九反三畝〇三歩

△議案第5号▽

村有地の処分について
次の村有地を、東京都台東区九一七ヤマト株式会社(代表取締役小山吾郎)に売却することにきまりました。

○所在地番

大字長半字出戸九七八番
大字長半字出戸一、〇〇

八番(通称上沼)

○地目 原野

○地積 一町六反二畝二一歩

○売却価格 千六百二十三万円(反当百万円)

△議案第6号▽
教育委員会委員の任命について

十月二十九日で任期満了になる、佐藤政雄さんが再任されました。

今年、「電ヶ崎保健所管内、赤ちゃんコンテスト」本村代表を決める健康優良児の最終審査は、八月十四日第三公民館で電ヶ崎保健所長外四名の諸先生で行なわれ、各地区予選を通過した代表二十五名の中から次の三名が入賞し、村長から表彰されました。

一位、岡野光佳(下組、丈夫の長男) 昭和四十三年九月十六日生れ、身長七十五、八cm、体重十七、八kg、

二位、川村嘉美(小林町歩

の長女) 四十三年十二月二十三日生れ、身長六十九cm、体重八、八kg、

三位、今井健一(早井、康男の長男) 昭和四十三年十月二十二日生れ、身長七十六cm、体重十七、五kg、

なお、一位と二位が本村代表として、電ヶ崎保健所で行なわれる最終コンテストに参加することになりました。

次に最終審査に参加した赤ちゃんを紹介します。

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

最近、交通事故の発生や、医学の進歩に伴う大手術で輸血はますます多量に必要になってきました。健康な皆様の血液を生死の境に立つ病者の血液を一般の人々、職場を同じくする方々、或はあなた自身のために不測の災害や病魔に備えて献血して下さい。献血は誰でも簡単に出来ます。

満十六才以上満六十才未満の人
○体重が男四十五kg以上、女四十kg以上の人、
皆様の献血に対する御理解と御協力をお願いします。

河内村献血推進協議会

みんな協力
愛の献血

下、新一長男) 大平京子(広田、衛長女) 池田実加(新橋好雄長女) 藤田章成(平川、要長男) 宮本竹志(片巻、操長男) 高松明江(田川、秀明長男) 高橋和浩(下金、久利長男) 藤間美代子(田川、庄一長女) 根本恵男(流作、吉明長男) 飯塚昌夫(中金、敏行長男) 町田修美(角崎町歩、進一女)

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

大矢明子(堀割、武信長女) 茨城恵子(四ツ家、強長女) 山義則(中道、一信長男) 大野美代子(竜丁歩泰次郎二女) 寺崎正治(小巻、正雄長男) 川村貴志(竜丁歩、昇長男) 大竹真弓(上組、博長女) 山本恵利子(十里、三郎長女) 奈良晶子(荒地、彰良長女) 中沢智子(羽子崎、久志長女) 門脇由己(古河林、英夫長男) 栗山和典(保村

改善された遺族等援護法

さる第61回通常国会において、遺族等援護法の改正が行われ、本年10月1日から施行されることとなり、そのおもな改正点は次のとおりです。

- 1 先順位者に支給する遺族年金の額を13万5千円に、遺族給与金の年額を9万4千5百円にそれぞれ引きあげる。
 - 2 後順位者に支給する遺族年金の額を7千円に、遺族給与金の年額を4千9百円にそれぞれ引きあげる。
 - 3 勤務関連により死亡した被徴用者等の準軍属の遺族に対して、弔慰金及び特別遺族給与金（遺族給与金の10分の6）を支給する。
 - 4 軍人軍属の勤務関連により死亡した者の遺族に支給される弔慰金は、在職期間経過後4年（結核、精神病については12年）以内に死亡した場合に支給することとなっているが、この年限制限を撤廃する。
 - 5 在職期間内に公務上の傷病にかり、その傷病によらないで死亡した軍人軍属の遺族に対して支給する遺族一時金は、在職期間経過後2年（結核、精神病については6年）以内に死亡した場合に支給することとなっているがこれを在職期間経過後4年（結核、精神病については8年）以内に死亡した場合に支給することに改める。
 - 6 旧防空法上の防空監視員、船舶防空監視員を準軍属とし死亡者の遺族には弔慰金、遺族給与金を、また障害者には障害年金を支給する。
 - 7 遺族援護法による弔慰金受給者が死亡している場合等で戦没者死亡当時、当戦没者と生計関係を有していた戦没者等の兄弟姉妹等に支給する特別弔慰金を戦没者の死亡当時戦没者と生計関係を有しなかった戦没者の兄弟姉妹等にも支給する。
 - 8 戦没者の死亡当時戦没者以外に子も孫もなかった戦没者の父母等に支給させる特別給付金を、戦没者の死亡当時戦没者以外に子または孫があっても、その子または孫がすべて戦没者の父母等と氏を異にする場合にも支給する。
 - 9 特別項症から第6項症まで及び第1款症（旧第7項症）の戦傷病者等の妻に対して支給される特別給付金を第2款症及び第3款症（旧軍人であった者については第1款症及び第2款症）の戦傷病者等の妻にも支給する。
- これらの者に支給する特別給付金の額は、5万円（国債）とする。

（くわしいことは役場住民課にお問合わせ下さい）

河川を愛護しましょう

建設省から

私達の村は利根川、新利根川に接しており、この河川の恩恵を受けることが莫大であります。

河川の愛護は、堤防の保護と、水質を汚染から護ることの二つであります。そこで次のことがらをみんな守りましょう。

一、堤防をいためる行為は絶対にしない、させない。
二、堤に牛をつながない。

口、穴をあけたり机を打ったり構造物を造らない。
二、芝を切り土砂を崩れることをしない。
三、糞尿や危険物、ゴミなどを投棄しない。

一、民地でも「のり先」から二十米以内では、井戸や溜り物を造つたり、土を掘り積上げたつぎときは出張所に相談して下さい。

農集電話を他の加入者の番号で市外にかけるとはやめましょう
他人の番号を使って市外通話する例があるそうですが、恥づべき行為です。他の町村では、器具を壊された例があると聞きます。厳重に恨みます（電報電話局の談話から）

たばこは村内のお店で

村内のところどころに「たばこは村内で買ひましょう」という立看板が立っています。これは、たばこ消費税が村にとって、重要な財源の一つであるからです。

たばこ一箱（二十本入）当たり十三円八十銭の税金が村の収入になり、年間千百万円の大きな額となります。どうぞ、御協力下さい。

赤い羽根 共同募金に協力しましょう

（10月1日～10月31日）

今年の赤い羽根共同募金目標額264,240円（1戸当たり120円）です。

皆さんの協力をお願い致します

（村県民税 第三期）

十月の納期
十月三十一日まで